

別表（第9条関係）

利子補給対象事業審査基準

- 1 主として、県の農業の施策に基づいて、市町村が策定した農業の振興に資するための計画に即した事業であること。
- 2 借入者（借入れをする団体の構成員を含む。）自身の農業経営の近代化に資するための事業であること。
- 3 その他の制度及び補助事業との関係で問題がなく、関係法令等に違反しない事業であること。
- 4 別に定める貸付条件（貸付対象者、資金使途、償還期限、貸付利率等）に適合した事業であること。